

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第1区分

【発行日】平成24年9月27日(2012.9.27)

【公開番号】特開2010-169089(P2010-169089A)

【公開日】平成22年8月5日(2010.8.5)

【年通号数】公開・登録公報2010-031

【出願番号】特願2010-7657(P2010-7657)

【国際特許分類】

F 01 D 5/18 (2006.01)

F 01 D 9/02 (2006.01)

F 02 C 7/18 (2006.01)

【F I】

F 01 D 5/18

F 01 D 9/02 102

F 02 C 7/18 A

【手続補正書】

【提出日】平成24年8月13日(2012.8.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

タービンのブレード又はベーンであって、

前縁及び後縁を備えたブレード又はベーン本体と、

前記後縁に沿って配置された複数の冷却開口と、

前記冷却開口を横切るように設定した前記後縁の第1の幅と、

前記冷却開口間ににおいて設定した前記後縁の第2の幅と、を含み、

前記第2の幅が、前記複数の冷却開口の各々間における凹面によって前記第1の幅よりも小さくなっている、

前記凹面が、前記後縁の中心線に向けて前記ブレード本体内に配向される、

ブレード。

【請求項2】

前記第1の幅が、前記複数の冷却開口の各々の相対的中間点において最も大きい、請求項1記載のブレード。

【請求項3】

前記第2の幅が、前記複数の冷却開口の各々間における相対的中間点において最も小さい、請求項1記載のブレード。

【請求項4】

前記凹面が、前記後縁の正圧側面に沿って配置される、請求項1記載のブレード。

【請求項5】

前記凹面が、前記後縁の負圧側面に沿って配置される、請求項1記載のブレード。

【請求項6】

前記凹面が、前記後縁の正圧側面と前記後縁の負圧側面に沿って配置される、請求項1記載のブレード。

【請求項7】

前記凹面が、前記後縁から前記前縁に向けて、該凹面の深さの少なくとも1/4の距離に

おける最内位置まで延びる、請求項1記載のブレード。

【請求項8】

前記第2の幅が、前記凹面の距離にわたって、前記後縁から該凹面の最内位置まで増大する、請求項7記載のブレード。

【請求項9】

前記第2の幅が、前記凹面の最内位置において、前記第1の幅とほぼ等しい、請求項6記載のブレード。

【請求項10】

タービンのブレード又はベーンであって、

前縁及び後縁を備えたブレード又はベーン本体と、

前記後縁に沿って配置された複数の冷却開口と、

前記冷却開口を横切るように設定した前記後縁の第1の幅と、

前記冷却開口間ににおいて設定した前記後縁の第2の幅と、

前記冷却開口の少なくとも1つを形成した前記後縁の一部分から延び、かつ該後縁から前記前縁まで延びる第1の長さと、

前記冷却開口間に配置された前記後縁の一部分から延び、かつ該後縁から前記前縁まで延びる第2の長さと、を含み、

前記第2の幅が、前記複数の冷却開口の各々間における凹面によって前記第1の幅よりも小さく、

前記凹面が、前記後縁の中心線に向けて前記ブレード本体内に配向され、

前記第2の長さが、前記第1の長さよりも小さい、

ブレード。